トピックス

WorldComの経営破綻と情報通信市場競争のセイフティ・ネット

沖縄総合通信事務所長　　大寺　廣幸

1　はじめに

WorldComは、MCIを吸収合併し、さらに欧米の独禁当局の反対で失敗に終わったがSprintまで吸収合併しようとした、AT＆Tに次ぐ全米第二位の長距離通信会社で、インターネット・バックボーン・プロバイダーでは世界最大の企業である。このWorldComが、6月25日、前年度（2001．1～12）と今年第一四半期（2002．1～3）において本来費用にすべき38億ﾄﾞﾙを計上せず、その分、利益を水増しし過大に計上していたとして、利益を下方修正したことを発表した。Enronに続く大企業の不正経理ではないか、経営破綻に至るのではないか、との噂が一挙に広まった。

翌日26日、ブッシュ大統領は、英国ブレア首相との共同記者会見で、WorldComの発表に怒りをあらわにし、徹底究明を行うことを約束するとともに、多くの大企業で明らかになった財務会計の不祥事を受け、株主・従業員のみならず米国経済のため個々の企業が経営責任を自覚し全うするよう求めた。

27日、WorldComのCEO・社長Sidgmoreは、ブッシュ大統領宛に書簡を出した。極めて異例である。

「昨日、大統領は、WorldComの過去の会計上の不正に対し怒りと憂慮を示された。私たち現在の経営陣も同じく驚き怒っていることを知っていただきたい。私たちが直ちに証券取引委員会（SEC）に報告し事実を公表したのはこのためだ。……

あなたやしかるべき機関とともにこの重大な事態を解明し責任を果たし断固とした措置を講じることをこの書簡で約束したい。……」

また、連邦議会でも憂慮が深まった。

連邦議会下院のエネルギー・商務委員会の委員長トービン（W.J.“Billy”Tauzin）や同委員会の電気通信・インターネット小委員長マーキー（Edward J. Markey）は、危機感をつのらせ、7月はじめから矢継ぎばやに、ブッシュ大統領やパウエル連邦通信委員会（FCC）委員長に書簡を出した。

その一つ、トービンが7月5日、ブッシュ大統領へ出した書簡を紹介してみよう。

「WorldComの不正経理が最近発覚しWorldComが破産申請する蓋然性が高くなったことを受け、サービス中断やサービス水準低下といった事態から我が国の通信インフラや消費者を守るため、あらゆる手段を講じる必要があると考える。

エネルギー・商務委員会は、他の政府機関と同様、WorldComの疑わしい会計操作や犯罪行為の可能性を深く憂慮している。この件は、速やかに対処すべきであることは明らかだ。

我々は、本件を今後も念入りに調査するつもりだが、また、我が国の通信インフラや経済に占めるWorldComの圧倒的な立場を忘れることはできない。ご存知のようにWorldComは、我が国で二

番目に巨大な長距離通信会社MCIを所有し、米国で約50%のインターネット・トラフィックと70%の電子メールを運ぶ世界最大のインターネット・バックボーン・プロバイダーである。

さらに、幾百万の個人、ビジネス顧客に加え、WorldComの顧客には、国防総省や国務省、総務庁なども含まれている。

WorldComの今後の予測は時期尚早であるが、サービスの継続性と通信分野の競争を確保するよう慎重に決定されるよう要請する。

エネルギー・商務委員会は、WorldComの顧客がサービス中断やサービス品質低下から守られ、通信インフラが保護されることを望む。我々は、慎重かつ積極的に今後も対応していく所存である。」

この小稿では、ITバブルが崩壊し経済の調整期に入った米国で今大きな問題になっている、大企業の不正経理発覚、大型倒産という潮流のなかで、次の２点について記述したい。

１）新興情報通信企業の雄、WorldComに焦点をあて、その最新の動きを描く。

２）連邦通信委員会（FCC）が、規制緩和、市場競争促進を図りつつ、情報通信インフラ・サービスを維持するため、企業倒産のセイフティ・ネット構築の取組みを明らかにする。

２　通信事業の倒産

ＡＴ＆Ｔやベビーベル（RBOCs）を中核とする公益事業規制では、通信会社の破産は、FCC、州公益事業委員会のスタッフにとって「頭の体操」ではありえても現実には起こり得ない出来事だとして、行政実務では想定していないことであった。

経営破綻時の通信サービスの継続性を定める通信法214条ａ項は、規制を受ける公衆通信事業者（carrier）に対しては空文に近かった。

（参考）通信法214条ａ項

「現在・将来の公の便益・需用が損なわれないと委員会（FCC）が認めない限り、いかなる通信事業者（carrier）も、コミュニティへのサービス提供を取りやめ、減らし、損なうことは許されない。」

1996年電気通信法による規制緩和やインターネットの普及、アメリカ産業経済の情報化などを背景とする情報通信市場の活性化で、FCCが苦慮してきたのは、ニューヨーク証券取引所のダウ平均の上昇とともに活発化した合併買収（Ｍ＆Ａ）の問題であった。ＡＴ＆ＴやRBOCsの企業買収、放送ネットワーク会社・マスコミの企業支配、通信・情報の垣根を越えた業容拡大、寡占化など、Ｍ＆Ａに派生し出てくる問題に神経をとがらせてきた。

ところが、最近は、通信会社の経営破綻が多くなってきた。巨大企業の業務拡大の余波を受けて経営悪化した新規参入地域通信事業者（CLEC）、ブロードバンド化に向け過大な設備投資をした通信会社・CATV会社、さらに、Ｍ＆Ａのための資金調達が株式市場の急落で当てがはずれ借入れ負担に耐え切れなくなった企業など、多くの通信会社の経営が変調を来すようになってきた。これまで、経営破綻した企業の救済役であった最大手の通信会社さえ、経営の不安定化をささやかれるようになった。事実、１月にはGlobal Crossingが、そして７月にはWorldComが経営破綻した。

FCCは、通信市場の活性化、サービスの選択多様化・価格低下というプラスの側面から余裕をもって企業の優勝劣敗、淘汰を見守るだけでは済まされなくなった。通信サービスが利用者に継続的に確保することができるか、という消費者保護の視点が重要になってきたのだ。

表１　2000年以降の通信関連企業の倒産件数

年・件数		件数			
	四半期		新規地域通信事業者（CLEC）	インターネット・バックボーン・プロバイダ（IBP）	インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）
2000年（10件）	Ⅰ	0			
	Ⅱ	1	1		1
	Ⅲ	1	1		
	Ⅳ	8	5		5
2001年（27件）	Ⅰ	6	6		2
	Ⅱ	10	7	2	1
	Ⅲ	5	3		4
	Ⅳ	6	3		
2002年（15件）	Ⅰ	7	6	1	1
	Ⅱ	8	6	3	

（出典　http://www.millervaneaton.com/hot_april3_c.htm）
（注）　新規地域通信事業者（CLEC）、インターネット・バックボーン・プロバイダ（IBP）、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）の件数は、事業に該当するか否かは、各種報道資料から調査し、一企業で複数事業を行っている社を重複カウント。

３　WorldComの成長と破綻

WorldComの成長と破綻は、米国の情報通信市場の輝かしい発展の歴史と現在の苦悩の有り様を映す鏡といってよいかもしれない。

３．１　神話WorldComの成長神話

WorldComはまだ成人式参加を経験していない10代の会社である。その始まりは1983年。ミシシッピ州に生まれた小さな割引長距離通話のベンチャーであった。会社名は、LDDS（Long Distance Discount Service）。1985年にBernie EbbersがCEOになり、1989年AdvantageCompanies, Inc.を取得し株式公開をしてから、あたかも雪だるまの成長のように会社合併や他社の事業部門買収をくりかえし企業規模を急拡大してきた。1997年までの合併・買収は65回に及んだ。1995年には社名をWorldCom, Inc.にかえた。

WorldComを一躍、情報通信業界の雄にしたのは、1998年のMCIとの合併である。合併コストは400億ﾄﾞﾙ。

運輸会社への移動通信サービス会社として1968年設立されたMCIは、翌年、シカゴ・セントルイス間のマイクロ回線敷設の許可をFCCに申請。約70年にわたるＡＴ＆Ｔ独占への挑戦であった。1973年、専用線サービス分野に限ってではあるが、州際分野でＡＴ＆Ｔに対抗する初めての公衆通信事業者として認められた。翌年には、ＡＴ＆Ｔを反トラスト法違反で訴え、10年の法廷闘争の末、1984年ＡＴ＆Ｔ分割を実現させた。MCIは、ＡＴ＆Ｔに次ぐ第二の長距離通信事情者に成長した。

WorldComは、MCIとの合併で社名をMCI WorldComに変更。1998年には、MCIのほか、40の都市地域に回線網をはるBrooks Fiber Properties, Inc.を12億ﾄﾞﾙで、また、全米でも情報サービス分野で最大手の一つCompuServe Corp.を13億ﾄﾞﾙで買収した。

さらに、1999年、全米第三位の長距離通信事業

表２　WorldComの合併・買収の歴史

年	被合併・買収企業	概　　要
1992	Advanced Telecommunications Corp.	被買収企業はジョージア州アトランタの長距離回線再販事業者。株式交換方式で買収。買収費は8.5億ﾄﾞﾙ。
1993	Metromedia Communications Corp.（MCC） Resurgens Communications Group, Inc.	MCCはニュージャージー州、Resurgensはアトランタの長距離通信会社。両社の買収は株式交換と現金の組み合わせ。買収費は12.5億ﾄﾞﾙ。
1994	IDB Communications Group, Inc.	IDBは、国内・国際通信事業者で、専用線サービス、長距離公衆通信サービス、データ通信サービス、テレビ・ラジオ番組伝送サービス、移動衛星通信サービスを提供。買収は株式交換方式で、その買収費は9.36億ﾄﾞﾙ。
1995	Williams Telecommunications Group, Inc.（WilTel）	WilTelから、ファイバー回線（１万マイル）、マイクロ回線（１千マイル）の伝送網設備を取得。この通信網を使って大企業への音声・高速データサービスの提供が可能になった。買収費は25億ﾄﾞﾙ。
1996	MFS Communications Company, Inc.（MFS） UUNet Technologies, Inc.	UUNetを買収し業容拡大したMFSを買収。MFS買収により、欧米主要都市に敷設されたディジタルファイバ網による地域通信アクセス網や、欧米各都市を結ぶ伝送・交換設備を取得。これによって、end-to-endの広帯域グローバル網が完成。また、世界最大級のインターネット・サービス・プロバイダーであるUUNetの事業を継承することで、インターネット関連サービスの拡大が可能になった。この買収費は120億ﾄﾞﾙ。

者Sprintとの合併計画が発表され、WorldComの急成長神話の勢いは止まらないように見えた。しかし、2000年、両者の合併は、EUと米国司法省の反対で断念に追い込まれた。

3.2　WorldCom神話の崩壊

この１年10ﾄﾞﾙから15ﾄﾞﾙ前後で推移していたWorldComの株価は、１月に入り急降下し、不適当な経理操作を行い架空利益を計上していたとして訂正のうえ決算の損益下方修正を発表した６月25日の株価はわずか0.79ﾄﾞﾙ。株券は紙くず同然になった。７月21日、ついに連邦破産法第11条の申請をニューヨーク南部連邦破産裁判所に行い、会社更正手続きに入ることを求めた。米国史上最大の倒産である。７月30日、株式取引所ナスダックは、WorldComの株式上場を取り消した。

表３　2002年の主要な動き

月日	概　　要
３月11日	SEC（証券取引委員会）は、財務会計手続きと幹部社員への融資に関する情報を提出するようWorldComに要請。
４月３日	WorldComは、米国内で3,700名をレイオフすると発表。この解雇数は、WorldComの全社員の４％にのぼる。
４月22日	Ｓ＆Ｐは、WorldComの長期・短期社債の格付けを引き下げ。
４月23日	Moody's、Fitchも格付けを引き下げ。2002年のWorldComの収益は悪化し2003年の収益回復も不確実であると両格付け機関は評価。

４月30日	WorldComの株価急落やCEO、Bernard Ebbersへの融資に関するSECの調査の最中、Ebbersは辞任。副会長John Sidgmoreが経営を引き継ぐ。
５月９日	Moody's は、WorldComの長期社債の格付けをジャンク水準に引き下げ。業績が伸び悩んでいると評価。
５月10日	Ｓ＆Ｐもジャンク評価。
５月13日	Ｓ＆Ｐは、WorldComをＳ＆P500インディクスの対象企業から外す。
５月15日	WorldComは、金融機関と50億ﾄﾞﾙの新規借り入れ交渉を行っており、26.5億ﾄﾞﾙの借り入れ枠を廃止すると発表。
５月21日	WorldComは、株式配当を中止し２つのトラッキング株式を取りやめると発表。トラッキング株式は、１）インターネット・データ事業部門と２）個人向け長距離電話事業部門を対象とするものであった。
５月23日	WorldComは、20億ﾄﾞﾙの借り入れ枠にかえて15億ﾄﾞﾙの新規融資を確保したと発表。
６月５日	WorldComは、無線リセール事業部門を売却し、経費節減、巨額債務整理のため、レイオフを実施すると発表。
６月25日	WorldComは、38億ﾄﾞﾙの費用計上を行わず2001年、2002年第一四半期の損失を意図的に明示しなかったという不適当な経理を公表した後、財務最高責任者Scott D. Sullivanを解雇。さらに、WorldComは、社員総数の20%超に達する17,000名をレイオフすると発表。
６月26日	ナスダックは、WorldComの２つのトラッキング株式、WorldCom GroupとMCI Groupの取引を中止。WorldComの株価は、中止後９ｾﾝﾄまで低下。ブッシュ大統領は、徹底調査することを発表。

４　WorldCom経営破綻にFCCはどう対処したか。

７月２日付けのマーキー議員からの書簡で、FCCのWorldCom経営破綻への対策を問われて、パウエルFCC委員長は、７月10日付けマーキー議員への返書や７月16日の記者会見、７月30日の上院商務・科学・運輸委員会での証言で、FCCの取組みを明らかにした。

昨年、通信産業での破産が続いたことから、FCCは、州公益事業委員会と協議を重ね、経営破綻に際して３つの目標を定めた。

１）ネットワークの稼動を維持すること
２）被害をその企業に封じ込め、他の通信事業者や消費者へ被害が及ばないようにすること
３）通信サービスの利用者や破綻企業の資産を、秩序をもって他の通信事業者に移管すること

この目標のため、FCCがこれまでとってきた具体的な行動は、大きく次の４つの分野に分けることができる。

4.1　緊急的な状況把握

今日、事態の悪化をあらかじめ把握し、適宜、その情報を公表し場合によっては警告を出すことは大切だ。この考えから、パウエルは、WorldComの有価証券報告書の損益修正発表を受け、WorldComから最新情報を常にFCCに報告するよう指示し、パウエル個人もWorldComのCEO、John W. Sidgmoreに会い、会社の財務状況やサービス品質維持についてただした。

また、修正発表から直ちに、パウエルは、通信業界、投資銀行等の金融機関、債券格付け機関の代表と会い、WorldComの現状に理解を求めるとともに、通信業界への影響を話し合った。主要通信各社のCEOとは、個々の企業の業績を話し合うというよりもむしろ、現在ITバブル崩壊で大

きな挑戦を受けている通信業界の現状認識を共通化する目的で議論を行った。金融機関に対しては、WorldCom等の通信会社が事業を継続するのに不可欠な追加つなぎ融資の可能性を打診した。債券格付け機関のトップには、WorldComのような経営破綻会社のみならず通信業界全体の資金調達のコスト増に格付け機関が大きな影響をもっており、従来の格付けの評価が低すぎる可能性があることから通信事業の状況を説明し理解を求めた。

4.2　政府部内の協議

破産手続きに連邦政府を代表するのは司法省である。そこで、FCCは、破産裁判所への準備書面や陳述書の作成のため司法省と絶えず協議している。

また、WorldComの経営破綻が連邦政府の行政に及ぼし得るリスクを把握し、対策を検討・実施することは重要である。FCCは、連邦政府の通信面の課題を把握・分析し対策を企画立案する国家通信システム（National Communications System：NCS）のメンバーである。また、緊急時の軍以外の連邦政府機関の重要通信を確保するための合同電気通信リソース委員会（Joint Telecommunications Resources Board：JTRB）のメンバーである。また、通信のみならず電力、金融などの国家の安全を支える重要インフラについて協議する重要インフラ保護委員会（Critical Infrastructure Protection Board）とも密接な連携を保っている。これら連邦政府機関を横断して作られた組織において、政府の通信利用や経済界全体に与えるWorldComの影響に関して広く理解を求めた。さらに、最近頻発してきた財務関連犯罪の調査・糾弾や市場の信用確保のための対策を具体化する、ブッシュ大統領が設けた企業不正検討チーム（Corporate Fraud Task Force）にも、FCCは加わり、WorldComの調査結果を提供している。

FCCは、また、通信事業者の破産に協調して対処するため、州内サービスの継続に責任を持つ各州の公益事業委員会と広く協議を行っている。

当然、FCCは、連邦議会の関係委員会の議員やそのスタッフへは進展する状況や調査結果を伝えるなど密接な関係を保っている。

4.3　破産手続きへの参画

一般的に経営破綻に陥った企業は、我が国の会社更生法にあたる連邦破産法第11条に基づき破産申請を行う。WorldComも7月この手続きをニューヨーク南部連邦破産裁判所に行った。

破産手続きは速やかに進むときがある。そこで、FCCは、消費者利益の保護の観点から破産手続きに加わっている。FCCの拠って立つところは、サービスの突発的な中止から消費者を保護するための連邦通信法214条a項である。

破綻会社が通信サービス提供を一方的にやめることは許されない。利用者が別の通信会社に乗り換える機会を与えるため、破綻会社は、サービス不継続を利用者に通知する義務を負う。この通知のあと、破綻会社は、サービス廃止許可をFCCに申請する。FCCがサービス廃止予定の公告を出してから最低30日間、会社は、サービスを継続する義務を負う。この30日の期間は、利用者のサービスを他の通信会社から受けることが可能になったかどうかなどの事情をみてFCCの判断で延ばすことができる。

また、破産手続きのさなかに破綻会社が、サービス提供の債権債務を包括的に第三者に譲渡することは可能であるが、このような場合であっても顧客の利益保護は次のように担保される。

債権を譲り受ける会社は、譲渡の30日前に料金やサービス内容などの情報を顧客に提供する義務を負い、顧客は、なんらの負担なしに自らの自由

意思で任意の通信会社を選ぶことができる。

WorldComが破産申請手続きに入った７月22日に、パウエルは、WorldComのCEO、John Sidgmoreに書簡を送り、通信法214条ａ項の義務について注意喚起し、サービス提供廃止時の顧客向け事前通知義務や、この手続きを無視すればFCCは破産手続き中断を裁判所に求めることを通知した。また、巷間伝えられる無線リセール事業の売却を行う場合には、その利用者に、別の通信会社に移る時間的な余裕、機会があることを通知するよう求めた。

WorldComのサービス停止が及ぼす影響の大きさを考え、パウエルは、FCC総務局長補をニューヨークに送り、同日開かれた破産裁判所第一回聴聞で、通信事業者の義務と消費者保護の重要性を訴えた。ちなみに、このFCCの主張を受け、Gonzalez裁判長は、ユニバーサル基金へのWorldComからの分担金の拠出を仮承認した。

なお、破産手続きが進んでいる間、通信サービスの提供が引き続き行われている限り、FCCの基本的なスタンスは、債権者・債務者という当事者間での再建に向けての話し合いを見守ることである。協議の結果、営業権の譲渡や合併買収（M＆A）といった事態になった場合には通信法上の許認可の譲渡に関する手続きを円滑に進めるのが基本である。

4.4　消費者への配慮

FCC自体としては、WorldComの破産の影響を最小限に抑え、サービス継続をどう確保するかに腐心している。そのなかでも重要なことは、FCCのスタッフは、危惧する利用者、消費者に対し、設備の稼動状況や通信法の消費者保護手続きなどFCCの持つ情報を伝え、これらの関係者の理解を得るよう努めることである。

７月26日、FCCは公告を出し、WorldComが会社再建に向け努力中でサービスを取りやめるおそれは当面ないことや、仮にサービス提供をやめざるを得ない場合にWorldComがとるべき顧客向け通知と顧客の権利を明らかにした。

5　苦境に陥った通信産業の要因分析

通信産業は、この２年間で全米で50万人弱のレイオフと約２兆ﾄﾞﾙの資産下落を経験した。全世界的には１兆ﾄﾞﾙ近い債務を背負っているとの試算もある。この１年での株価の下落も驚くほどだ。長距離通信会社で68%、携帯電話会社で71%、地域通信会社で40%にも達している。

この苦境の要因をパウエルは次のように分析している。（７月30日上院商務・科学・運輸委員会証言）

1996年電気通信法とインターネットの商用化、社会への広汎な受容により、「インターネット・ゴールドラッシュ」が起きた。インターネットは100日ごとに倍々ゲームで普及。成長の機会は無限に見えた。通信分野の企業はどれも成長可能性に満ち投資家は豊富な資金を注ぎ込んだ。ファイバー回線敷設、オークションによる周波数取得、海外企業の買収と、投資案件は目白押しで、この結果、巨額の債務が累増していった。

そもそも投資は、将来の需要を見越しての投資である。これまでの投資の結果、現在需要の500倍の供給能力が生まれたとの試算もある。しかし、需要の伸びは、100日ごとに倍増ではなく、むしろ１年ごとの倍増にとどまった。

通信会社は、生き残りをかけ収益確保と債務返済のためシェアの拡大に走った。しかし、通信市場でのライバルは多く、価格引き下げ競争に突入。通信量がいくら増えても収益増に結びつかないワナにはまってしまった。より事態を深刻にしたのは、通信会社にとって上得意だったインターネット・サービス・プロバイダー各社が破産し、これ

らの企業からの収益を見込めなくなったことであった。

通信会社のなかには、経営破綻に追い込まれるところも出てきた。また、経理操作で利益を架空計上し、損失を隠すだけでなく、経営の好調さを取り繕うところも出てきた。

ITバブルがはじけたことで、次のような課題が生まれている。

1）財務・会計処理の適正化
2）累積する債務の処理（試算では約１兆ﾄﾞﾙの債務）
3）余剰供給能力を抱えた不効率な産業構造の是正
4）投資家の信頼の回復
5）資本市場からの新規投資の再開

通信産業は、文字通り通信ネットワークが相互につながり、企業間の相互依存性が強い。一企業の崩壊は連鎖反応を引き起こす危険がある。通信産業が設備投資を極端に差し控えれば、電機産業などは納入先を失って苦しむ。資本市場からの資金が先細りになれば、まず影響を被るのは、新規参入の地域通信事業者（CLEC）である。これまで２年間、CLECは、資金繰りに苦しみ多くの倒産が発生した。長距離通信会社や携帯電話会社は、価格引き下げ圧力になお直面しており、CATVや大手地域通信会社ともども、巨額の債務にあえいでいる。

6　苦境脱出の方策

パウエルは、通信産業の苦境脱出、さらなる発展のため取り組むべき６つの政策課題を、７月30日の上院商務・科学・運輸委員会での証言で明らかにした。彼の発言から政策課題を抽出してみよう。

6.1　サービス継続性を担保

現在多発している通信会社の経営破綻の状況の中で、消費者にサービス提供を保証し全米での通信網の統合・信頼を維持することがまず必要だ。FCC、州公益事業委員会は、お互い連携をとり、財務的に苦境におちいった通信会社とともにサービス中断に至らないよう努力する。また、国民に対し、いざというとき適切な行動をとってもらうよう絶えず情報を提供する。

6.2　会社の不正を根絶

企業の不正行為を根絶し信頼回復を図ることが大切である。このために、政府は、米国民をあざむき私腹を肥やした企業経営者を今後とも可能な限り迅速に全力を挙げて追求し不正をただしていく。

6.3　財務諸表をクリーンにし財務の健全性を回復

通信産業が直面する資本不足を無くすには、企業は、まず財務諸表をクリーンにし財務面の安定を図ることが重要である。企業は、投資家などが企業資産価値を的確に判断できるよう一層の透明性を図るべきだ。通信産業は、世界全体で約１兆ﾄﾞﾙの債務を負っており、多くの債務は収益で返すことはできず投資家の出資分と相殺して消すしかないであろう。資本市場は萎縮し企業は設備投資資金の調達に苦しむおそれがある。負債の消却が終わるまで、コスト削減、ダウンサイジング、資産取り崩し、資本投下の抑制をせざるを得ない。これらの措置をとることは苦しいが、避けて通れない道だ。

6.4　産業を慎重に再編

穏便で慎重な産業再編なしには、通信業界の安定化は難しい。通信回線の現在量は、通信の需要

見込みを大幅に上回っている。また、長距離や携帯の通信ビジネスでは、価格競争などで収入が伸び悩み、投資に見合った利益をあげることができない状況にある。リストラや合併は今後とも続くとみている。

再編は必ずしも消費者利益に反するとはいえない。確かに、合併買収には競争を妨げ公共の利益を害するものもある。しかし、長期的に見て、良質のサービスを消費者に提供する事例も多く、まさにケース・バイ・ケースである。

6.5　新サービスによる新規収益の確保

現在の苦境のなかで、通信会社は、通信量の伸びが必ずしも収益増に結びつくとは限らないことを実感してきた。多くの通信市場は成熟期を迎えさらなる発展は期待薄である。現在の供給過多を解消するには新規需要を創出するしかない。個人、家庭向けの市場では、ブロードバンドでの新サービスからの収益増が期待できる。

現在、月額ベースの利用料を支払って約6,500万家庭がインターネットにアクセスしている。そのうち1,400万がブロードバンドで、残りはなお電話ダイヤルアップ等の狭帯域回線でのアクセスで、これらの家庭は今後５～10年でブロードバンドへほぼすべて切り替わると見ている。

このブロードバンドのインフラを使い、通信、情報サービス、エンターテイメント分野の企業や、機器メーカなどは、新サービスを一般消費者向けに開発・実用化するであろう。すでに、ホーム・ネットワーキング、遠隔診断、遠隔教育、ホーム・セキュリティなどのサービスが、ブロードバンド・インフラを元に始まっている。

ただ、「思惑が先行し、消費者の需要を過大に見積もったことから、ことは早急には実現しなかった」という過去の失敗から教訓を得ることが肝要だ。ブロードバンド時代の実現のためには、last one mileをどうするかが課題で、行政当局は率先してことにあたらなくてはいけない。現在、last one mile問題解決のため、ケーブル・モデム、DSL、無線プラットホーム、電力線など様々な手段があり、これらの手段を駆使していく必要がある。

6.6　経済面、法規制面での基盤を整備

産業の将来を輝かしいものにするには、通信サービスの成長と競争を促すため弾力的かつ実効的な経済面、法規制面の基盤の整備に連邦・各州政府が今後とも真剣に取り組むことが大切である。特に地域通信市場での取組みが緊要だ。新規参入事業者の経営体力は弱い。ブロードバンドサービスの提供のためネットワークの高機能化が求められている地域通信会社は、通信サービス料金設定を弾力的に行うことが困難だ。法規制面からも、料率のリバランシングについて料金設定の弾力化を図る観点から州レベルで再検討すべきだ。新たにネットワークが構築・実用化される場合は、常に、誰もが利用可能な負担で有用なサービスを享受できるという「ユニバーサルサービス」を実現しなければならない。新規参入・競争が効率的、持続的に行われる政策をとりつづけるべきである。このために、新規参入者や長距離通信会社が地域通信網に合理的な接続料でアクセスできるよう環境を整え、また、より高度なネットワークの構築のため、競争、投資、技術革新を促す法規制の枠組みを作ることが重要である。また、競争が名ばかりにならぬよう、FCCは、市場を監視し規制を行わなくてはならない。周波数管理も、周波数有効利用を図り、市場に新たな周波数を供給することに努めなくてはならない。

7　終わりに

FCC委員長パウエルが、７月30日の上院商

務・科学・運輸委員会での証言で述べたWorld-Com関連でのセイフティ・ネットは、ITバブル崩壊後の試行錯誤の学習効果である。

昨年１月破綻したNorthPoint Communicationsでは、経営破綻に際して通信サービス利用者の利益を保護することができず、FCCは拱手傍観するだけだった。この苦い反省から、通信法214条ａ項の手続きが生まれた。

連邦破産法第11条の破産申請は、日本の会社更生法の申請にあたる。残余財産処分で会社がなくなってしまう清算ではなく、会社の再生のため債務を整理する手続きである。これまで第11条申請した会社のほとんどが買収されサービスを提供し続けている。しかし、情報通信分野に90年代後半の勢いが戻るには、それなりの時間が必要だろう。特に、これまで破綻した会社を吸収してきた大企業自体が、経営体力が低下しリストラを求められている現状では、落ち込みの谷は深く回復までの期間は長い。

WorldComの事例に見られるように、FCCは、情報通信企業の経営破綻の際にセイフティ・ネットの発動をこれからも行う可能性はないとは言えない。

パウエルは、セイフティ・ネットの実効性を強化するよう求めている。この背景になる事例が昨年起きたのだ。

昨年９月、Excite@Homeが破産。パウエルは、「債権者や債務者たるExcite@Homeの利害だけを考慮するのではなく、全米数百万にのぼる高速インターネット利用者の便益にも配慮し、直ちに事業閉鎖するのではなく時間をかけ手続きを進めてほしい。」と要請した。しかし、11月、サンフランシスコ連邦破産裁判所のThomas E. Carlson裁判長は、「Excite@Homeは、自らの判断で約370万の利用者へのサービス提供を停止することが可能である。」との判断を示したのだ。

７月30日の上院商務・科学・運輸委員会での証言で、パウエルは、連邦議会に現行法制度の見直しの検討を求めた。

一つは、通信サービス中止に際しての利用者保護を定める通信法214条の対象があいまいなので、インターネット・バックボーン・サービスなどを含むよう法適用の範囲を拡張してほしいと要請。

第二には、通信法違反の罰金額の上限の引き上げだ。単一の違反では12万ﾄﾞﾙから百万ﾄﾞﾙへ、継続的な違反では120万ﾄﾞﾙから１千万ﾄﾞﾙへの引き上げを要請した。

さらに、ブロードバンドサービスに対する法規制の枠組みが不明確であり、この有望な分野の成長を支えるため、法規制の枠組みを早期に確立してほしいと要望した。

WorldComの経営破綻は、様々なインパクトを米国のみならず世界の情報通信産業全体に与えている。この小稿は、倒産により情報通信サービスの継続が遮断されてしまうおそれに対し、FCCがどう取り組み、今後の政策課題は何か、を明らかにすることを目的に論述してきた。他山の石としてこれからも米国の動向に注意を払っていくことが肝要であろう。

表４　1980年からこれまでの大型倒産

企　業　名	破産年月	破産前の総資産	申請裁判所管轄区
WorldCom, Inc.	2002年７月	1,039億1,400万ﾄﾞﾙ	NY-S
Enron Corp.	2001年１月	633億9,200万ﾄﾞﾙ	NY-S
Texaco, Inc.	1987年４月	358億9,200万ﾄﾞﾙ	NY-S
Financial Corp. of America	1988年９月	338億6,400万ﾄﾞﾙ	CA-C
Global Crossing Ltd.	2002年１月	255億1,100万ﾄﾞﾙ	NY-S

Adelphia Communications	2002年６月	244億966.2万ﾄﾞﾙ	NY-S
Pacific Gas and Electric Co.	2001年４月	214億7,000万ﾄﾞﾙ	CA-N
Mcorp	1989年３月	202億2,800万ﾄﾞﾙ	TX-S
Kmart Corp.	2002年１月	170億700万ﾄﾞﾙ	IL-N
NTL, Inc.	2002年５月	168億3,420万ﾄﾞﾙ	NY-S
First Executive Corp.	1991年５月	151億9,300万ﾄﾞﾙ	CA-C
Gibraltar Financial Corp.	1990年２月	150億1,100万ﾄﾞﾙ	CA-C
FINOVA Group, Inc.	2001年３月	140億500万ﾄﾞﾙ	Delaware
HomeFed Corp.	1992年10月	138億8,500万ﾄﾞﾙ	CA-S
Southeast Banking Corporation	1991年９月	133億9,000万ﾄﾞﾙ	FL-S
Reliance Group Holdings, Inc.	2001年６月	125億9,800万ﾄﾞﾙ	NY-S
Imperial Corp. of America	1990年２月	122億6,300万ﾄﾞﾙ	CA-S
Federal-Mogul Corp.	2001年10月	101億5,000万ﾄﾞﾙ	Delaware
First City Bancorp. of Texas	1992年10月	99億4,300万ﾄﾞﾙ	TX-N
First Capital Holdings	1991年５月	96億7,500万ﾄﾞﾙ	CA-C
Baldwin-United	1983年９月	93億8,300万ﾄﾞﾙ	OH-S

（出典　http://www.bankruptcydata.com/Research/15_Largest.htm）

表５　2000年以降の通信関連企業の倒産

企　　業　　名	CLEC	主要IBP	ISP	破産年月	申請裁判所管轄区
GST Telecommunications, Inc.	○		○	2000. 5	Delaware
American Metrocom Corp.	○			2000. 8	Delaware
NETtel Communications, Inc.	○			2000. 10	Washington D.C.
ICG Communications, Inc.	○		○	2000. 11	Delaware
Zyan Communications, Inc.				2000. 12	CA-C
Fastpoint Communications			○	2000. 12	CA-C
Flashcom, Inc.			○	2000. 12	CA-C
Quenta Networks, Inc.	○			2000. 12	CA-C
Picus Communications	○		○	2000. 12	
Digital Broadband	○		○	2000. 12	Delaware
NorthPoint Communications	○		○	2001. 1	CA-C
Vectris, Inc.	○		○	2001. 2	TX-W
Omniplex Communications Group	○			2001. 2	MO-E
e. spire Communications	○			2001. 3	Delaware
Tess Communications	○			2001. 3	CO
ConnectSouth Communications	○			2001. 3 事業廃止	
Pathnet Telecommunications	○			2001. 4	Delaware
REAnet	○			2001. 4	CO

Actel Communications, Inc.	○			2001. 4	LA
WinStar Communications	○			2001. 4	Delaware
Convergent Communications	○			2001. 4	Delaware
AtLink Networks			○	2001. 4	Delaware
Viatel, Inc.	○			2001. 5	Delaware
Teligent, Inc.	○			2001. 5	NY-S
PSINet		○		2001. 6	NY-S
360Networks USA		○		2001. 6	NY-S
Metricom, Inc.			○	2001. 7	NY-S
AxisTel Communications	○			2001. 7	Delaware
Rhythms NetConnections, Inc.	○		○	2001. 8	NY-S
Covad Communications	○		○	2001. 8	Delaware
Excite@Home			○	2001. 9	CA-N
Netvoice Technologies Corp.				2001. 10	LA-E
Ardent Communications	○			2001. 10	Washington D.C.
Telergy, Inc.	○			2001. 10	NY-N
Classic Communications				2001. 11	Delaware
Net2000　Communications	○			2001. 11	Delaware
CoServ				2001. 11	TX-N
Global Crossing, Ltd.	○	○		2002. 1	NY-S
McLeod USA, Inc.	○			2002. 1	Delaware
Network Plus	○			2002. 2	NY-S
Logix Communications	○			2002. 2	TX-S
WINfirst	○			2002. 3	CO
Yipes Communications			○	2002. 3	CA-N
Adelphia Business Solutions	○			2002. 3	NY-S
Williams Communications Group		○		2002. 4	NY-S
Advanced TelCom Group, Inc.	○			2002. 5	CA-N
Metromedia Fiber Networks	○			2002. 5	NY-S
Teleglobe Communications Corp.		○		2002. 5	Delaware
XO Communications, Inc.	○	○		2002. 6	NY-S
ITC DeltaCom, Inc.	○			2002. 6	Delaware
Adelphia Communications	○			2002. 6	NY-S
Neon Communications	○			2002. 6	Delaware
WorldCom, Inc.		○		2002. 7	NY-S

（出典　http://www.millervaneaton.com/hot_april3_c.htm）
㈱　IBP＝Internet Backbone Provider
　　ISP＝Internet Service Provider